仙台市市税条例の一部を改正する条例

仙台市市税条例（昭和四十年仙台市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「、第十項及び第十二項」を「及び第十項」に改め、同条第七項中「附則第十五条第十四項本文」を「附則第十五条第十三項本文」に改め、同条第八項から第十項までを次のように改める。

8　法附則第十五条第二十一項第一号の条例で定める割合は、三分の二とする。

9　法附則第十五条第二十一項第二号の条例で定める割合は、二分の一とする。

10　法附則第十五条第二十一項第三号の条例で定める割合は、二分の一とする。

第二十四条第十六項中「附則第十五条第四十一項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「附則第十五条第四十項」を「附則第十五条第三十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「附則第十五条第三十七項」を「附則第十五条第三十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「附則第十五条第二十五項第四号」を「附則第十五条第二十四項第四号」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十項の次に次の五項を加える。

11　法附則第十五条第二十二項第一号の条例で定める割合は、三分の二とする。

12　法附則第十五条第二十二項第二号の条例で定める割合は、二分の一とする。

13　法附則第十五条第二十四項第一号の条例で定める割合は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一　法附則第十五条第二十四項第一号イに掲げる設備　三分の一

二　法附則第十五条第二十四項第一号ロからニまでに掲げる設備　二分の一

14　法附則第十五条第二十四項第二号の条例で定める割合は、五分の三とする。

15　法附則第十五条第二十四項第三号の条例で定める割合は、三分の二とする。

第二十五条の二の見出し中「減額」を「減額等」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法附則第十五条の十一第一項の条例で定める割合は、三分の一とする。

附則第二十項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し、主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則附則第七条の二第一項の補助に係る補助金の確定額の通知の写し、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項に規定する建築物移動等円滑化基準又は同法第十七条第

三項第一号の基準に適合する」に改める。

附則第二十七項中「東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「所得税法等の一部を改正する法律附則第九十六条の規定による改正前の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に改める。

附則第三十三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「償却資産」の下に「（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第三号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第三号までに掲げるものに限る。）」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の償却資産に対して課する固定資産税に係るこの条例による改正後の第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「に定める」とあるのは、「並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条第十二項に定める」とする。